**平成２４年（フ）第２０１号**
仙台市太白区中田町字前沖北２番地の12
債務者　中村　厚子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第２１０号**
仙台市宮城野区福田町１丁目15番８号
債務者　武内　吾朗
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第２６５号**
仙台市青葉区台原１丁目４番36号　ヴィラージュ台原203
債務者　菱沼　哲也
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１７号**
千葉県長生郡長柄町国府里698番地５
債務者　泉　　岩雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第１８号**
千葉県茂原市小林2351番地１　シティハイムＴ・Ｔ　Ⅱ　202
債務者　花沢　孝浩
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第２４号**
千葉県茂原市下永吉575番地２
債務者　サムイエ・ベックルーこと　ＢＥＣＫＥＲ　ＳＡＭ　ＹＥ
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第３０号**
千葉県君津市杢師１丁目12番18号　103
債務者　山近　博幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第７０号**
金沢市大桑町平42番地15　市営住宅５棟104号、従前の住所金沢市小立野５丁目12番13号、従前々の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字12番地８
債務者　中保みどり
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第８６号**
金沢市馬替２丁目203番地１　アプリーレ92102号、従前の住所金沢市久安１丁目81番地10
債務者　能上　　宏
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第９０号**
金沢市菊川１丁目34番３号　長沢ビル303号、従前の住所金沢市小立野３丁目６番18号笠舞レジデンス401号
債務者　門屋　光雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第９６号**
金沢市大桑町平42番地15　市営住宅５棟104号、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字12番地８
債務者　中保　英明
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第１００号**
石川県白山市みずほ２丁目３番地２
債務者　竹内　智子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第１０８号**
金沢市疋田町ロ145番地
債務者　北島　明紀
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第１００号**
山梨県北杜市須玉町藤田３番地46
債務者　鈴木　弘章
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０１号**
山梨県北杜市須玉町藤田３番地46
債務者　鈴木　千恵
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０７号**
山梨県甲府市住吉２丁目３番33号
債務者　市川健一郎
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１３号**
山梨県甲斐市西八幡3412番地
債務者　山田　裕子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係